



現行規程の点検プロジェクトの実行（８）

区分	審議・議決	対象範囲	
エグゼクティブサマリー <ul style="list-style-type: none">これまでの経営委員会で、内部規程見直しの方向性を整理いただくとともに、具体的な規程案をお示ししつつ、順次審議。結論が得られた規程について議決いただくとともに、論点がなお残されている規程については引き続き御議論いただくもの。			
バックグラウンド <ul style="list-style-type: none">現在の内部規程に関する課題と見直しの方向性について、外部専門家（シティューワ法律事務所）が提言を整理。提言内容を踏まえつつ、規程見直しの方向性に関する経営委員会としての方針を整理いただき、執行部において、具体的な見直し作業に着手中。		フィードバック期間及び検証方法 <ul style="list-style-type: none">なし	
戦略プラン <ul style="list-style-type: none">経営委員会における整理を踏まえ、優先順位を定めた上で、見直し作業に順次着手。		便益及びリスク <ul style="list-style-type: none">便益：改正GPIF法との整合性確保等リスク：経営委員会の審議・報告事項の増加、機動的な業務運営に支障が生じることへの懸念	
		KPI <ul style="list-style-type: none">なし	
		その他 <ul style="list-style-type: none">なし	

(1) 現行規程の点検プロジェクトの実行 (8-1) 【議決】

- 組織規程
- 内部統制の基本方針
- 規程等の制定等に関する規程

※ 「内部統制の基本方針」の制定に併せて、内部統制の基本方針に統合される「管理運用法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省で定める事項」及び「監査委員会の職務執行のために必要なものとして厚生労働省令で定める事項」は廃止

(2) 現行規程の点検プロジェクトの実行 (8-2) 【審議】

- 情報セキュリティ管理規程

→ 第17回経営委員会 (昨年12月) で一度審議済
政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群の改正 (平成30年度版) を踏まえた形式改正が必要

- 運用リスク管理規程

→ 第18回経営委員会 (本年1月) で議決済 (施行: 4月1日)
平成31年度においても、引き続き、国内債券と短期資産を合算して乖離許容幅管理を行う場合、それに合わせた規程整備が必要

議決いただく規程の主なポイント

規程名	主なポイント	施行日
組織規程 (→前回の議論を踏まえた対応案は次ページのとおり)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制定権者の変更 (理事長→経営委員会) ○ これまでの議論を踏まえた改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人内に設置する各種委員会 (経営企画会議等) の明記 ・ 投資委員会の委員構成及び成立要件 (過半数の出席) 等の明記 ・ C I Oを管理運用業務担当理事とする旨の明記 等 	4月1日
内部統制の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制定権者の変更 (理事長→経営委員会) ○ これまでの議論を踏まえた改正 (組織規程との平仄整理等) 	4月1日
規程等の制定等に関する規程	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制定権者の変更 (理事長→経営委員会) ○ これまでの議論を踏まえた改正 (規程の「決定権者」と「名称」の紐付け等) 	4月1日

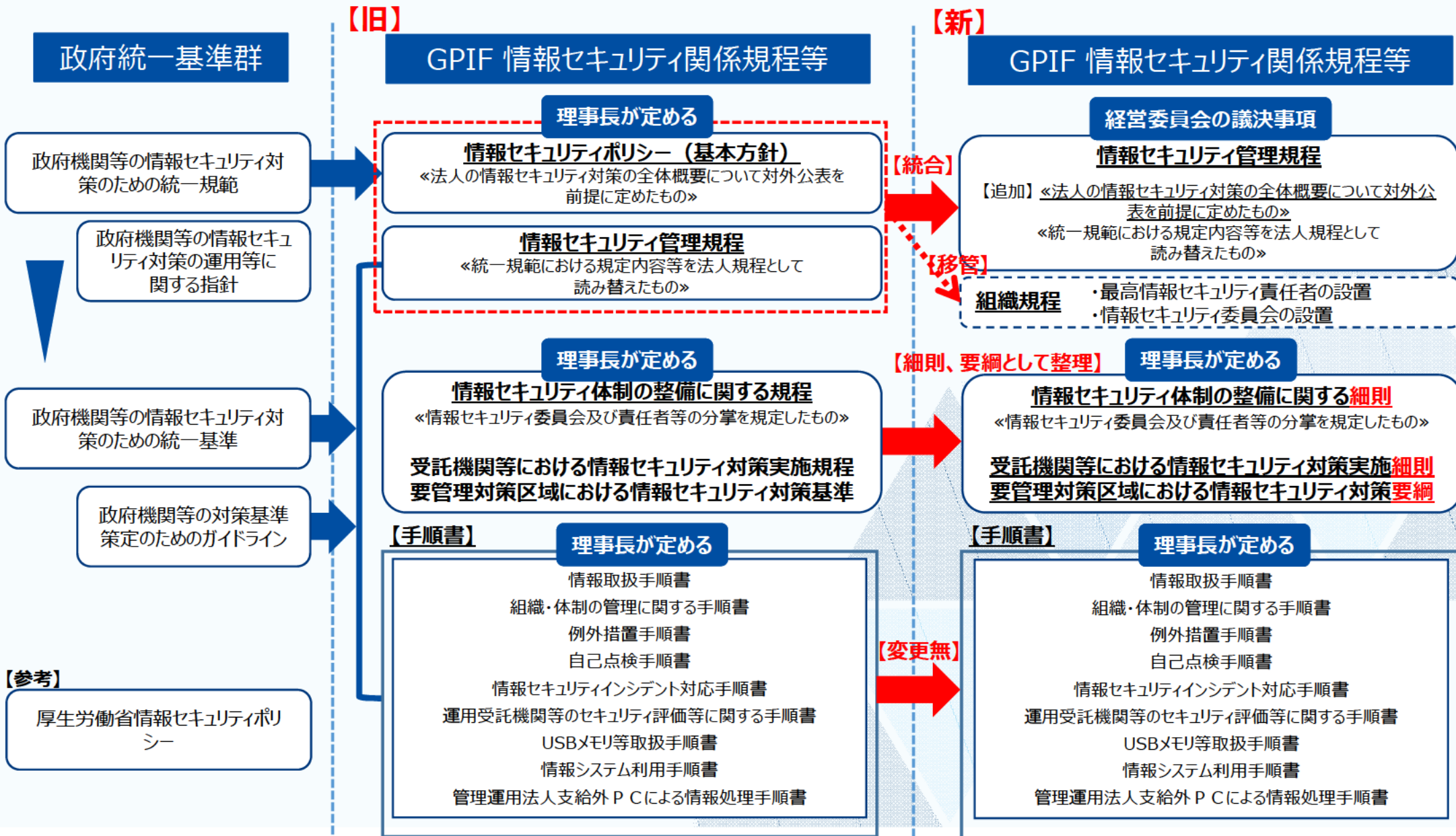
※ 便宜上、現行規程からの変更点を中心に整理しているが、実際には規程の新規制定となる。(職員給与規程は改正)

情報セキュリティ管理規程

論点（ポイント）	見直しの方向性
<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報セキュリティポリシー・情報セキュリティ管理規程・情報セキュリティ体制の整備に関する規程・情報化推進の体制に関する規程の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報セキュリティポリシーと情報セキュリティ管理規程を統合し、情報セキュリティ管理規程とし、経営委員会の議決事項とする。 ○ 以下の事項については、組織規程に新たに記載することから、関連規程から削除する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最高情報セキュリティ責任者の設置 ・ 情報セキュリティ委員会の設置 ・ 情報化統括責任者の設置 ・ 情報システム委員会の設置 ○ 今回追加 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群の改正（平成30年度版）を情報セキュリティ管理規程に反映 <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群 ・ 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一規範 ・ 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準

12月の経営委員会で議論済

情報セキュリティ関係規程 概念図



運用リスク管理規程

- 別途御議論いただく「平成31年度計画」の内容に合わせて、規定整備を行うもの。
- 国内債券の乖離許容幅について、引き続き、短期資産と合算して管理する場合には、「平成30年度計画を踏まえ → 平成31年度計画を踏まえ」と改正する。

★ 現行の運用リスク管理規程（第18回経営委員会（本年1月）で議決済）

（乖離許容幅）

第5条 ポートフォリオの資産構成割合について、乖離許容幅は下表のとおりとする。

（表 略）

2・3 （略）

4 国内債券については、平成30年度計画を踏まえ、「国内債券+短期資産」と読み替え、適用する。